

役員・評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三重県共同募金会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員・評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬であつて、次の(3)に定める費用とは明確に区分する。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費及びその他の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 会長及び会長を除く理事並びに評議員には、報酬を支給しない。
- (2) 監事には、別表第2に定める額を支給する。

(費用)

第4条 役員の職務の遂行に当たって負担した費用については、別表第1及び別表第2に定める費用を本会諸規程に準じて、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払う。

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 報酬及び費用は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人が指定する名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
2 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、本規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法第59条の2の定めに基づき公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(細則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

報酬及び費用の支給の基準

別表第1 役員・評議員等の報酬及び費用

区 分	報酬	費用
会 長	支給しない	支給する
会長を除く理事	支給しない	支給する
評議員等	支給しない	支給する

別表第2 監事の報酬及び費用

監事の選出区分	報酬	費用
公認会計士 又は税理士 その他の監事	監事会への出席は10,000円を支給する	支給しない
	理事会・評議員会等への出席については支給しない	支給する